

# 「紙類」の分別徹底をお願いします!

## ■「紙類」の分別方法

「紙類」は、以下のとおり①から⑥までの6種類に区分して、各地区ごとに決められた日（広報しろいしに毎月掲載）に、ごみ集積所やストックヤード（紙類用の物置、各公民館およびいきいきプラザに設置）に出してください。



\*詳しくは、5月に皆様のご家庭に配布した「ごみの分別・出し方ガイドブック」の2頁をご覧ください。

十文字の「ひもとじ」をして出してください。(ガムテープ、針金以外のもの)  
雨や雪で濡れるおそれがある場合は、赤の指定袋に入れて出してください。

**①新聞紙**

新聞紙には折り込みチラシを含めて出してください

**②雑誌・本**  
(マンガ本、通販カタログ)  
パンフレット など

**③衣類**  
(シャツ・タオル類を含む綿類)

お洗濯工程、ビニール袋もあせ、毛布類は乾かすごみへ入れてください

**④ダンボール**  
切り口が  
逆状のものに際る

50cm以内におさめこんでください

**⑤紙パック類**

牛乳・ジュースの紙パック  
(内側が白地のもの)

紙パック回収の4つのルール

①洗う

②切り開く

③乾かす

④まとめる

## ⑥雑紙類 (赤の指定袋に入れて出してください)



- 菓子箱・菓子袋 (紙製)
- 領収書 (レシート)・伝票類
- 包装紙
- ラップ・トイレトペーパー等の芯
- ダイレクトメール
- 名刺
- ボール紙・模造紙・ポスター
- 洗剤等の紙パック・石けんの化粧箱
- 事務用紙・メモ用紙・画用紙
- シュレッダーくず(一度ビニール等の袋に入れてください)
- 紙製玩具 (折り紙等)

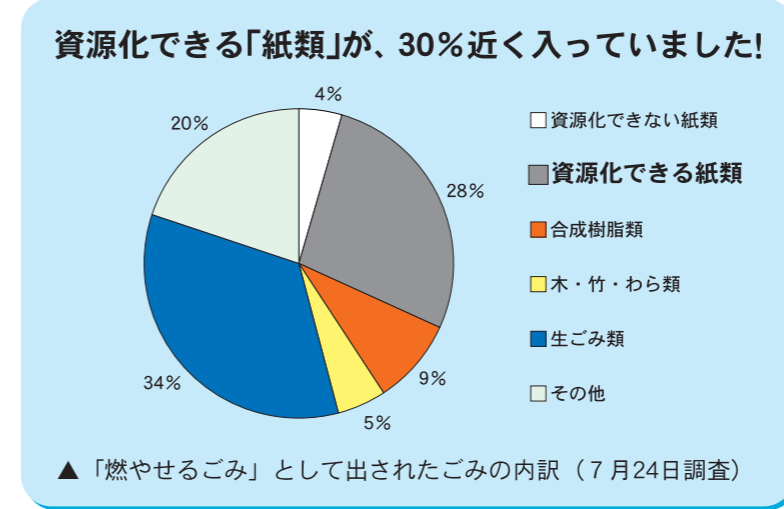
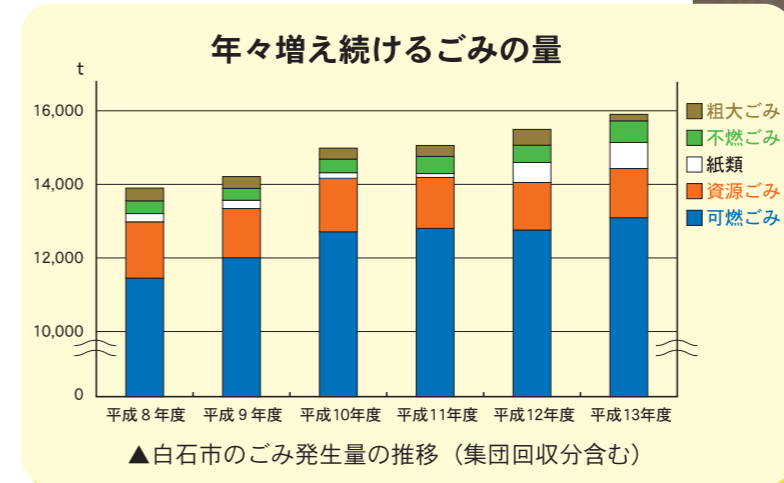
紙だけとなるように付属するビニール・セロファン・銀紙・金具等を取りはずして出してください。

■ごみに関するお問い合わせ 生活環境課 ☎22-1314



▲「燃やせるごみ」に混在している「紙類」(市内某集積所)▶

「紙類」の分別徹底のため、今後、このようなごみは収集しません!



平成12年度から容器包装リサイクル法(廃棄物の減量化を図り、リサイクルを積極的に推進するための法律)により紙類の分別収集が始まって2年が経過します。  
しかし、依然として「燃やせるごみ」に「資源ごみ」の「紙類」が混在し、燃やせるごみが年々増え続け、このままでは、ごみの焼却施設(10月から角田衛生センターに移行)の処理能力を超えてしまいます。  
また、平成14年度より仙南二市七町が負担するごみの処理費用が、人口割(人口に応じて負担)から実績割(ごみの量に応じて負担)に変わったため、ごみの増加が、そのまま市財政の負担へとつながるようになりました。  
今後、ごみの減量を分別の徹底などにより早急の実施しなければなりません。市民の皆様のご協力をお願いします。

こんなごみは収集しません!!

「紙類」は「燃やせるごみ」ではありません  
「資源ごみ」です